


所管部課	市民部市民課	部長	村上敏彰		
件名	東大和市自動車の臨時運行許可業務規程の一部を改正する訓令について		区分		
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>臨時運行許可の申請の審査について、本人確認として提示する書類を、個人番号カードを追加等することによって、現在の運用に適した内容に改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1号「身分証明書」を「個人番号カード」に変更する。 ・第3条中「不審」という文言を「疑義」に変更する。 <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 適正な事務の執行を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における報告後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。